

稲敷市多言語翻訳・文字表示システム 導入・保守業務
プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の契約の性質又は目的が競争入札に適しないもので、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されているものについて、稲敷市契約事務等に関する規程（平成17年3月22日告示第2号。以下「規定」という。）の定めにかかわらず、契約手続きに関し、企画(技術)提案方式による稲敷市多言語翻訳・文字表示システム 導入・保守業務プロポーザル（以下「プロポーザル」）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(プロポーザルの実施について)

第2条 稲敷市多言語翻訳・文字表示システム 導入・保守業務については、「市民に直接関係するサービスのため使用感や機器構成などが重要な点となり、総合的に判断する必要がある」という観点から、プロポーザル方式により最適なものを特定する。

(プロポーザルの方法及び参加(資格)要件)

第3条 プロポーザルの方式は、簡易公募型とする。

2 参加(資格)要件については、別途、稲敷市多言語翻訳・文字表示システム 導入・保守業務参加説明書において定めるものとする。

(プロポーザル参加者について)

第4条 前条に定めた要件を満たした者がプロポーザルに参加しようとするときは、参加意思表示を行い、別途定める稲敷市多言語翻訳・文字表示システム 導入・保守業務プロポーザル企画（技術）提案書等作成要領により提案書を作成するものとする。

(プロポーザル審査委員会)

第5条 第1条の目的を達成するために、稲敷市多言語翻訳・文字表示システム 導入・保守業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。審査会については、別に定めるものとする。

(随意契約に係る見積書の徴収)

第6条 候補者を、当該業務に係る随意契約の見積書の徴収相手とする。ただし、候補者に事故等があり見積徴収が不能となった場合及び、随意契約が不調となった場合、第2条の規定により特定された次点の者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴収相手とする。

附則

この要領は、令和7年5月16日から施行する。